

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令案の概要

1. 改正の背景

(1) 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成4年法律第75号。以下「法」という。)では、我が国において絶滅のおそれのある野生動植物の種(亜種又は変種を含む。以下同じ。)を国内希少野生動植物種として定め、その捕獲、譲渡し等を禁止することにより種の保存を図っている。

国内希少野生動植物種の指定対象種は絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令(平成5年政令第17号。以下「施行令」という。)に規定されており、国内希少野生動植物種の選定に係る実態調査を環境省において実施し、その生息・生育数が著しく減少しているなどの基準に該当したもののうち、種の存続の困難さによる視点、施策効果による視点等も加味して候補種を選定し、近年年間30~60種程度の国内希少野生動植物の指定を進めてきたところ。

今般、上述の実態調査等により *Lanius cristatus superciliosus* (アカモズ) 等の39種について、生息・生育数、分布その他の必要な生息・生育情報が得られ、その保存を図る必要があると認められることから、新たに国内希少野生動植物種として追加する必要がある。

また、既に国内希少野生動植物種として指定されているヤクシマソウについて、近年亜種が記載され学名が変更されたことから、施行令上の学名をこれに合わせて変更する必要がある。

(2) また、法においては、国際的に協力して種の保存を図ることとされている絶滅のおそれのある野生動植物の種(国内希少野生動植物種を除く。)を国際希少野生動植物種として定め、その譲渡し等について規制している。

先般のワシントン条約の附属書改正(令和元年11月26日発効)を踏まえた絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第153号)の施行日以降に、附属書に記載されている種で、分類に関する知見の蓄積に合わせて、種の学名変更等がなされたことから、附属書に従って種を定めている施行令別表の分類及び学名を見直すこととするとともに、別表に必要な修正を行うこととする。

なお、現行の種の分類又は学名の記載が見直されるのみである種に係る法の適用日については、現行の種と同日とし、分類変更により規制対象範囲が拡大した種については、これまでも規制対象であった個体群の法の適用日は現行の適用日と同日、新たに規制対象となった個体群の適用日については、本政令の施行日とする。また、新たに追加された種の法の適用日については、本政令の施行日とする。

2. 改正の概要

(1) 国内希少野生動植物種の追加及び学名の変更(施行令別表第1の表2、別表第3関係)

施行令別表第1の表2及び別表第3を改正し、国内希少野生動植物種として39

種を追加し、このうち特定第一種国内希少野生動植物種として5種を、捕獲等の規制を適用する卵として2種の卵をそれぞれ指定する。(今回指定する種の一覧は別紙1参照。)

また、改正後の別表第1の表2の第2の(52)の1の項の「*Sciaphila yakushimensis* (ヤクシマソウ)」について、「*Sciaphila yakushimensis* var. *yakushimensis* (ヤクシマソウ)」に変更する。

(2) 国際希少野生動植物種の追加及び削除等(別表第2の表2、別表第7関係)

分類に関する知見の蓄積に合わせて、学名が変更された種、一つの種が複数に分割された種があることから、ワシントン条約附属書Iに従って種を定めている施行令別表の分類及び学名について、以下の改正を行う。(別紙2参照)

- ① 分類変更により、附属書Iが改正されたことに伴い変更を行う。
- ② 分類変更により、これまでワシントン条約附属書で、亜種として独立して指定(掲載)されていたものがそれぞれの上位種に統合され、そのうちの一地域個体群として整理されることになったものを、統合先の種として別表第2の表2に追加し、ワシントン条約附属書Iに掲載されていない個体群について、登録対象個体群を定める別表第7に追加し、登録の対象とする(施行令第8条第3号ハ)ことで、法の譲渡し等の禁止の対象から除外する。
- ③ 法の執行上必要な除外規定等の修正を行う。

(別紙 1)

表 今回指定する国内希少野生動植物種一覧(別表第1の表2関係)

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第一種
二 鳥綱	もず科		
	1) <i>Lanius cristatus superciliosus</i> (アカモズ)	○※1	
六 昆虫綱	たいこうち科		
	2) <i>Laccotrepes grossus</i> (タイワンタイコウチ)		
	たてはちょう科		
	3) <i>Oeneis norna sugitanii</i> (タカネヒカゲ八ヶ岳亜種)	○※2	
七 腹足綱	なんばんまい科		
	4) <i>Satsuma sadamii</i> (サダマイマイ)		
	きせるがい科		
	5) <i>Megalophaedusa fukudainadai</i> (ナルトギセル)		
	6) <i>Megalophaedusa masatokandai masatokandai</i> (オオイタシロギセル)		
	7) <i>Reinia elegans</i> (ニシキコギセル)		
	8) <i>Reinia euholostoma</i> (ハナコギセル)		
	9) <i>Reinia holotrema</i> (マルクチコギセル)		
	10) <i>Reinia hungerfordiana</i> (カスガコギセル)		
	11) <i>Reinia masaoi</i> (アズママルクチコギセル)		
	12) <i>Stereophaedusa elongata</i> (タケノコギセル)		
	13) <i>Stereophaedusa inclyta</i> (リュウキュウギセル)		
	14) <i>Zptyx longiplicata</i> (イトヒキツムガタノミギセル)		
	きせるもどき科		
	15) <i>Boninena callistoderma</i> (ハハジマキセルモドキ)		
	16) <i>Boninena hiraseana chichijimana</i> (チヂマキセルモドキ)		
	17) <i>Boninena hiraseana hiraseana</i> (ヒラセキセルモドキ)		
	18) <i>Boninena ogasawarae</i> (オガサワラキセルモドキ)		
	19) <i>Luchuena eucharistus</i> (ニシキキセルモドキ)		
	おかものあらがい科		
	20) <i>Boninosuccinea ogasawarae</i> (オガサワラオカモノアラガイ)		
21) <i>Boninosuccinea punctulispira</i> (テンスジオカモノアラガイ)			

- ※1 鳥綱で、今回新たに国内希少野生動植物種として追加する必要があるもののうち、その卵を指定する必要がある種は、*Lanius cristatus superciliosus*(アカモズ)があるが、政令第2条第2号口において、既に鳥綱、爬虫綱、両生綱として一括指定されていることから、条文の改正は不要。
- ※2 昆虫綱で、今回新たに国内希少野生動植物種として追加する必要があるもののうち、その卵を指定する必要があるものは、*Oeneis norna sugitanii*(タカネヒカゲ八ヶ岳亜種)があるが、政令第2条第2号口において、既にちょう目として一括指定されていることから、条文の改正は不要。

(次ページに続く)

(続き)

綱名	種名	卵・種子の指定	特定第一種
	すいかずら科		
	22) <i>Lonicera demissa</i> var. <i>borealis</i> (キタカミヒョウタンボク)		
	きく科		
	23) <i>Senecio argunensis</i> (コウリンギク)		
	かやつりぐさ科		
	24) <i>Schoenus calostachyus</i> (イヘヤヒゲクサ)		
	おしだ科		
	25) <i>Polystichum neolobatum</i> (ヤシャイノデ)		○
	26) <i>Polystichum shimurae</i> (シムライノデ)		
	つつじ科		
	27) <i>Rhododendron amakusaense</i> (アマクサミツバツツジ)		
	とうだいぐさ科		
	28) <i>Euphorbia watanabei</i> subsp. <i>minamitanii</i> (ヒュウガタイゲキ)		
	ゆり科		
	29) <i>Ophiopogon reversus</i> (ヨナグニノシラン)		
植物界	30) <i>Polygonatum cryptanthum</i> (ウスギワニグチソウ)		○
	らん科		
	31) <i>Androcorys pusillus</i> (ミスズラン)		
	うらぼし科		
	32) <i>Lepisorus oligolepidus</i> (ウロコノキシノブ)		○
	さくらそう科		
	33) <i>Lysimachia tashiroi</i> (オニコナスビ)		○
	きんぼうげ科		
	34) <i>Aconitum jaluense</i> subsp. <i>jaluense</i> (コウライブシ)		
	35) <i>Ranunculus altaicus</i> subsp. <i>shinanoalpinus</i> (タカネキンポウゲ)		
	36) <i>Ranunculus kitadakeanus</i> (キタダケキンポウゲ)		○
	なす科		
	37) <i>Solanum miyakojimense</i> (イラブナスビ)		
	せり科		
	38) <i>Tilingia tsusimensis</i> (ツシマノダケ)		
	くまつら科		
	39) <i>Callicarpa longissima</i> (タカクマムラサキ)		
※学名変更			
植物界	ほんごうそう科		
	40) <i>Sciaphila yakushimensis</i> var. <i>yakushimensis</i> (ヤクシマソウ)		

※3 特定第一種については別表第三に記載。なお、特定第一種の指定は植物界のみ。

(別紙2)

表1 今回追加する国際希少野動物種一覧(別表第2の表2関係)

	科名	種名		器官及び加工品の規制 (別表第5関係)	原材料器官等の規制 (別表第6関係)
1)	めじろ科	<i>Zosterops albogularis</i>	(ノーフォークメジロ)	—	—
2)	いんこ科	<i>Psephotus pulcherrimus</i>	(ゴクラクインコ)	—	—

表2 今回分類、学名及び和名が変更となる国際希少野生動物種一覧(別表第2の表2関係)

	科名	学名	和名		
1)	うし科	<i>Ovis aries ophion</i>	(キプロスムフロン)	(変更前)	
		<i>Ovis gmelini</i>	(オヴィス・グメリニ)	(変更後)	
2)		<i>Ovis ammon hodgsonii</i>	(チベットアルガリ)	(変更前)	
		<i>Ovis hodgsoni</i>	(チベットアルガリ)	(変更後)	
3)		<i>Ovis ammon nigrimontana</i>	(カラタウアルガリ)	(変更前)	
		<i>Ovis nigrimontana</i>	(カラタウアルガリ)	(変更後)	
4)		<i>Ovis aries vignei</i>	(ラダックウリアル)	(変更前)	
		<i>Ovis vignei</i>	(ラダックウリアル)	(変更後)	
5)		ねこ科	<i>Puma yagouaroundi</i>	(ジャガランディ)	(変更前)
			<i>Herpailurus yagouaroundi</i>	(ジャガランディ)	(変更後)
6)	<i>Leopardus tigrinus</i> の一亜種		(ジャガーネコ)の一亜種	(変更前)	
	<i>Leopardus guttulus</i> ^{**1}		(サザンタイガーキャット)	(変更後)	
7)	<i>Leopardus jacobitus</i>		(アンデスネコ)	(変更前)	
	<i>Leopardus jacobita</i>		(アンデスネコ)	(変更後)	
8)	<i>Neofelis nebulosa</i> の一亜種		(ウンピョウ)の一亜種	(変更前)	
	<i>Neofelis diardi</i> ^{**1}		(スンダウンピョウ)	(変更後)	
9)	<i>Panthera leo persica</i>		(インドライオン)	(変更前)	
	<i>Panthera leo</i>		(ライオン)	(変更後)	
10)	<i>Uncia uncia</i>		(ユキヒョウ)	(変更前)	
	<i>Panthera uncia</i>		(ユキヒョウ)	(変更後)	
11)	<i>Puma concolor costaricensis</i>		(コスタリカピューマ)	(変更前)	
	<i>Puma concolor</i>		(ピューマ)	(変更後)	
12)	いんこ科		<i>Pezoporus wallicus</i> のうち <i>Pezoporus wallicus flaviventris</i> 以外のもの	(キジインコ)のうち(キバラキジインコ)以外のもの	(変更前)
			<i>Pezoporus wallicus</i>	(キジインコ)	(変更後)
13)	おうむ科	<i>Psittacus erithacus</i>	(ヨウム)	(変更前)	
	いんこ科	<i>Psittacus erithacus</i>	(ヨウム)	(変更後)	
14)	サボテン科	<i>Echinocereus ferreirianus</i> ssp. <i>lindsayi</i>	(エキノケレウス・フェルレイリアヌス・リンドサイイ)	(変更前)	
		<i>Echinocereus ferreirianus</i> ssp. <i>lindsayorum</i>	(エキノケレウス・フェルレイラヌス・リンドサヨルム)	(変更後)	
15)	らん科	<i>Laelia jongheana</i>	(ラエリア・ヨンゲアナ)	(変更前)	
		<i>Cattleya jongheana</i>	(カトレヤ・ヨンゲアナ)	(変更後)	
16)		<i>Laelia lobata</i>	(ラエリア・ロバタ)	(変更前)	
		<i>Cattleya lobata</i>	(カトレヤ・ロバタ)	(変更後)	
17)		<i>Phragmipedium</i> 属全種のうち のうちの一種	(フラグミペディウム属)全種のうち のうちの一種	(変更前)	

	(<i>Phragmipedium xerophyticum</i>)		
	<i>Mexipedium xerophyticum</i> ^{※2}	(メクスィペディウム・クセロフュティックム)	(変更後)

※1 既存の種から種として独立したため、改めて指定することとなったもの。

※2 現行のフラグミペディウム属とは別の属に属する種となったもの。

表3 今回登録対象個体群を追加し、又は学名を変更する国際希少野生動植物種一覧（別表第7関係）

	科名	種名	和名	登録対象個体群	
1)	うし科	(新設)	(新設)	(新設)	(変更前)
		<i>Ovis gmelini</i>	(オヴィス・グメリニ)	キプロスの個体群以外の個体群	(変更後)
2)	ねこ科	<i>Puma yagouaroundi</i>	(ジャガランディ)	中米及び北米の個体群以外の個体群	(変更前)
		<i>Herpailurus yagouaroundi</i>	(ジャガランディ) (学名の変更)	中米及び北米の個体群以外の個体群	(変更後)
3)	ねこ科	(新設)	(新設)	(新設)	(変更前)
		<i>Panthera leo</i>	(ライオン)	インドの個体群以外の個体群	(変更後)
4)	ねこ科	(新設)	(新設)	(新設)	(変更前)
		<i>Puma concolor</i>	(ピューマ)	コスタリカ及びパナマの個体群以外の個体群	(変更後)